

令和3年 第2回農業委員会議事録

令和3年2月25日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

13 番 (伊勢村孝之) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 賃借料情報の提供について

議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 7号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和3年 第2回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第2回通常総会を2月25日（木）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。13番 伊勢村孝之委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。第2回農業委員会通常総会にご出席いただきましてありがとうございます。寒かった大雪も峠を越したような天気が続いておりますけれども、まだ2月末でありますので、これからまた寒波が来たりして大雪になることもあるかもしれません。皆さん体調を崩されるようなことがないように気を付けて春作業の準備をしてくださるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和3年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番 星川敬夫委員 2番 柳橋澄子委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いただきます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。齋藤委員。

(14番 齋藤吉勝委員)

14番齋藤です。2月2日の農地中間管理事業のマッチング作業とありますが、何件くらいあるのでしょうか。

(事務局 挙手)

(議長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

2月2日の中間管理事業のマッチング作業ですけれども、件数は10件程度だったかと思います。作業については、出された農地について誰が作るのがいいのか、距離的な視点とか出し手の意向とかを踏まえましてマッチング作業をさせていただいております。

(了承の旨返事あり)

(議 長)

その他、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上とします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は16件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は別人へ売買予定、No.2は自作、No.3は別人へ貸借予定で今月集積計画がなされております。No.3・5・6は中間管理機構へ貸付、No.4は中間管理機構へ貸付と自作、No.8は別人へ売買で今月3条申請がなされております。No.9は同人へ売買と別人へ売買で、今月3条申請と集積計画がなされております。No.12は別人へ貸借予定で今月3条申請がなされております。No.14は未定、No.16は別人へ貸借予定で今月集積計画がなされております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及

び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第2号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第3号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第3号「賃借料情報提供について」を報告いたします。3ページをご覧ください。農地法第52条の規定により、賃貸料の情報を提供するものでございます。農地の賃貸借、売買等のそれぞれのデータを基に平均値をお示しいたしました。データ件数は、令和2年1月から12月まで、農業委員会総会にて委員の皆様方からご可決頂いたものでございます。

まず、田であります。尾花沢地区、福原地区、玉野地区、常盤地区で、昨年より平均額が100円から3,800円ほど減少しております。一方、宮沢地区では平均額が900円増加いたしております。具体的に尾花沢地区は15,000円から14,600円。

福原地区は14,500円から13,500円。宮沢地区は14,600円から15,500円。玉野地区は16,100円から12,300円。常盤地区は13,000円から12,900円となっております。また、未整備地域は、9,800円から9,700円に減少しております。

続きまして畑ですけれども、3,900円から6,600円へ、2,700円ほど増加いたしております。

この案件は、農業委員会として、情報を提供するものでして、あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定するものであります。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。次に、議第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は 4 ページから 6 ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は 4 件です。

No. 1 の渡人は高齢化による経営縮小のため、No. 2 は市内居住の農業廃止のため、No. 3 は相手方の要望のため、No. 4 は労力不足のため、受人はそれぞれ経営規模拡大のための所有権移転です。No. 1 から No. 4 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続いて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。5 ページをご覧ください。案件は 7 件です。No. 1 の貸し人は相手方の要望のため、No. 2 は高齢化による経営縮小のため、No. 3～7 は労力不足のため、借り人は No. 1 が新規就農のため、No. 2～No. 7 がそれぞれ経営規模拡大のための貸借です。No. 1 から No. 7 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続いて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。案件は 1 件です。貸し人は市外転出の農業廃止のため、借り人は経営規模拡大のための貸借です。No. 1 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番石川富士太郎委員、10番沼澤克己委員、14番齋藤吉勝委員、19番武田春信委員の退席を求めます。

(6番 石川委員、10番 沼澤委員、14番 齋藤委員 19番 武田委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書7ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が841a、うち再設定が470a、使用貸借が再設定のみで23a、転貸が777a、所有権移転は386aとなり、計画面積合計は2,030aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が821a、うち再設定が469a、畑が20a、うち再設定が0.4a、使用貸借は、畑の再設定のみで23a、転貸は、田のみで777a、所有権移転は、田が359a、畑が27a、合計しますと田が1,958a、畑が71aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手16名、うち再設定6名、受け手12名、うち再設定が4名です。使用貸借は再設定のみで、出し手1名、受け手1名、転貸は、出し手12名、受け手1名、所有権移転は、出し手5名、受け手7名、合計しますと、出し手が34名、受け手が21名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が9件で552a、10年以上が7件で289aです。使用貸借は、3年から5年が1件で23a、転貸は、10年以上が12件で777aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が26kgから90kg、現金が1万円から1万8千円、畑は物納で26kgから60kgです。転貸は、田のみで1万円から1万8千円です。所有権移転は、田が11万8千円から20万5千円、畑が16万円から19万4千円です。

それではページ移りまして、8ページからは個別状況です。No.1からNo.10までは新規の設定、9ページNo.11からNo.17までは再設定、No.18から10ページNo.29までは中間管理事業の転貸になります。11ページは所有権移転で、7件あります。ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。6番石川富士太郎委員、10番沼澤克己委員、14番齋藤吉勝委員、19番武田春信委員、復席願います。

(6番 石川委員、10番 沼澤委員、14番 齋藤委員 19番 武田委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時37分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年2月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____